

市民共同発電所のとりのくみ

自然エネルギー市民の会
運営委員 中村 庄和

1. 市民共同発電所とは

市民共同発電所は、自分たちで使用するエネルギーを自分たちで作り出すことをめざして 1990 年代半ばから市民の間でとのくみが始まりました。2007 年の市民共同発電所全国フォーラムでは、当時 71 団体によって、185 の発電所が設置されていました。

発電所と言えば電力会社が建設する巨大発電所をイメージしますが、市民共同発電所は太陽光や風力といった自然エネルギーを利用した発電所で、資金は市民が出し合います。

市民共同発電所の分類

資金調達形式	所有形態	特 徴
寄付型		拠出する金額は少額で、見返りなどを期待しない寄付金
出資型	共同所有方式	一定額を拠出し、発電設備の共同所有者となり売電量に応じた分配金を受け取る。運営にも参加。
	法人/会社方式	出資金額は大きいですが、一定率、期間で償還を予定。
地域活動型		廃品回収などの収益を積み立てて市民共同発電所の設置にあてる。

自然エネルギーの特徴

- ・自然エネルギーは地球温暖化防止に貢献する。
- ・自然エネルギーは化石燃料のように偏在がなく、枯渇しない平和で安全なエネルギー。
- ・小規模・分散型で地震などの災害に強い。
- ・様々な形でどこにでも存在しているため、市民を中心に地域の主体が普及するのに適している。
- ・市民による普及は、自然エネルギーから得られる利益を地域に還元し、地域の自立や活性化をもたらす。自然エネルギーの普及は新たな産業を発展させる。

2. 自然エネルギー市民の会・(NPO)自然エネルギー市民共同発電のとりのくみ

自然エネルギーはその地域のものであり、地域の資源を大切にしながら、都市と地方の市民・NGO が協働してすすめていくことを重視しています。そのことが、子どもたちも含めて永く交流できる事業となり、自然エネルギーのさらなる普及につながるものと考えています。

- (1) ポップおひさま発電所(東大阪市) 2006 年 3 月～
- (2) せのがわおひさま共同発電所(広島市) 2013 年 3 月予定
- (3) 福島りょうぜん市民共同発電所(福島県伊達市) 2013 年 6 月予定

3. 市民共同発電を普及させるための課題

買取価格：2012 年 7 月より太陽光発電の場合 10kW 以上の設備は全量買取、税込み 42 円/kW。
2013 年 4 月には買取価格が下がると言われている。

資金調達：金融商品取引法により、1人以上から出資を募集する行為は、有価証券となり規制対象となる。有価証券にあたる出資を募る際には、例外を除き第二種金融商品取引業の登録が必要。非常にハードルが高い。

運営形態：資金調達方法とも密接に関係するが、太陽光発電の場合は元本返済まで20年間とすると、20年間存続し、運営できる組織形態が必要。

4. 地域単位の小規模発電に適した「せのがわ おひさま共同発電所」

設置主体は「有限責任事業組合せのがわ おひさま共同発電」、個人組合員6名と(NPO)自然エネルギー市民共同発電で設立。30kW、約1200万円、20年間で元本返済、利息1%/年。

有限責任事業組合(LLP)とは

- ・組合員は出資額の範囲までしか組合の債務者に対し責任を負わない。
- ・設立が簡便で、経営の柔軟性が高い。
- ・生じた損益については非課税、組合員に分配される。
- ・法人格なし。出資法の縛りを受けず、出資金を集めることができる。
- ・組合員全員が事業執行者であることが必要。

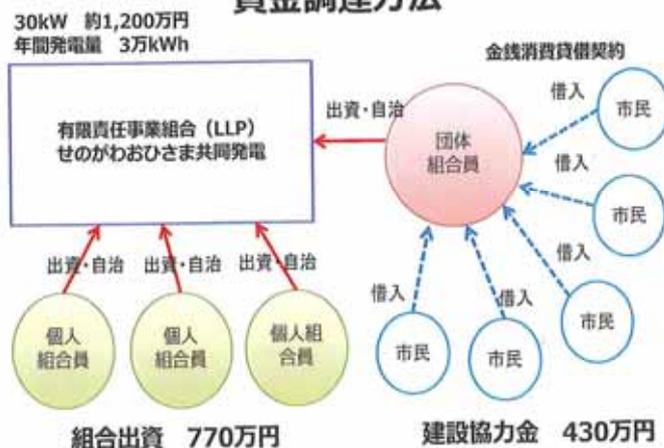
5. 福島県農民連と連携した「福島りょうぜん市民共同発電所」

設置主体は(NPO)自然エネルギー市民共同発電

- ・資金調達は福島県内、全国から。
- ・信託会社に募集を依頼する予定。
- ・50kW、約2000万円、20年間で元本返済、配当1%/年。
- ・売電収入は年間200万円程度。

福島県内の出資者に対するプレミアムまたは、県内の農業者を支援する「福島復興基金」の設立を検討。

有限責任事業組合を活用した 資金調達方法



自然エネルギー市民の会(PARE)	
代表者	代表 和田 武
事務局	事務局長 早川 光俊
連絡先	〒540-0026 大阪府中央区内本町2-1-19-470(CASA内)
TEL/FAX	06-6910-6301 / 06-6910-6302.
URL	http://www.parep.org/
E-Mail	wind@parep.org
設立	2004年7月
役員(人数)	運営委員 25名 監事 2名
事務局(人数)	1名
会員(会費等)	158団体・個人 会費個人3000円/年

(NPO)自然エネルギー市民共同発電	
代表者	代表理事 和田 武
連絡先	自然エネルギー市民の会と同じ
TEL/FAX	06-6910-6301 / 06-6910-6302.
URL	http://www.parep.org/
E-Mail	wind@parep.org
設立	2005年8月
役員(人数)	理事 7名 監事 2名
事務局(人数)	1名
会員(会費等)	個人会員 35名 会費 5000円/年

買取期間は、特定契約に基づく電気の供給が開始された時から起算します。(試運転期間は除きます。)

	太陽光	10kW以上	10kW未満	10kW未満 (ダブル発電)
	調達価格	42円	42円	34円
	調達期間	20年間	10年間	10年間

	風力	20kW以上	20kW未満
	調達価格	23.1円	57.75円
	調達期間	20年間	20年間

	水力	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満
	調達価格	25.2円	30.45円	35.7円
	調達期間	20年間	20年間	20年間

	地熱	15,000kW以上	15,000kW未満
	調達価格	27.3円	42円
	調達期間	15年間	15年間

	バイオマス	メタン発酵 ガス化発電	未利用木材 燃焼発電 (※1)	一般木材等 燃焼発電 (※2)	廃棄物 (木質以外) 燃焼発電 (※3)	リサイクル 木材燃焼発電 (※4)
	調達価格	40.95円	33.6円	25.2円	17.85円	13.65円
	調達期間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間
(※1)間伐材や主伐材であって、後述する設備認定において未利用であることが確認できたものに由来するバイオマスを燃焼させる発電 (※2)未利用木材及びリサイクル木材以外の木材(製材端材や輸入木材)並びにパーム椰子殻、稲わら・もみ殻に由来するバイオマスを燃焼させる発電 (※3)一般廃棄物、下水汚泥、食品廃棄物、RDF、RPF、黒液等の廃棄物由来のバイオマスを燃焼させる発電 (※4)建設廃材に由来するバイオマスを燃焼させる発電						

※本表は税込で表記をしていますが、告示上は「税抜き価格+税」という形で規定されています。ただし、10kW未満の太陽光及びダブル発電の価格は、それぞれ内税方式で税込で42円、34円となります。

※制度開始時における既存設備については、本表によらず、個別の設備の状況に応じて、買取価格・買取期間が決まります。